

大分県報

令和四年
号外（三）
三月三十日

（水曜日）

目次

大分県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正	一
大分県医師研修資金貸与条例施行規則の一部改正	二
大分県国民健康保険財政安定化基金管理規則の一部改正	二
大分県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の廃止	三
大分県人権尊重社会づくり推進条例施行規則の一部改正	三
大分県立工科短期大学校管理規則の一部改正	三
職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例施行規則の一部改正	三
大分県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部改正	四
大分県港湾施設管理条例施行規則の一部改正	五
訓 令 甲	五
大分県職員服務規程の一部改正	五
教育委員会訓令甲	五
大分県教育委員会職員服務規程の一部改正	五
大分県立学校職員服務規程の一部改正	六
企業局訓令	六
大分県企業局職員服務規程の一部改正	六
病院局訓令	六
大分県病院局職員服務規程の一部改正	六
〇規 則	
大分県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
令和四年三月三十日	

令和四年三月三十日

大分県報号外（規則）

一

大分県規則第三号

大分県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

大分県福祉のまちづくり条例施行規則（平成二十四年大分県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項及び第六条第二項中「第二条第十七号」を「第二条第十九号」に改める。

別表第一中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二の一の部中「車いす」を「車椅子」に、「かご」を「籠」に改め、同部の二の項のイ中「内（のり）」を「内法」に改め、同項のロ、同部の三の項から七の項まで、九の項、十五の項、十九の項及び二十の項中「内（のり）」を「内法」に改め、同表の二の部から四の部までの規定中「車いす」を「車椅子」に改める。

別表第三中「かご」を「籠」に、「内（のり）」を「内法」に、「車いす」を「車椅子」に改める。

第一号様式（その一）中「㊦」を削り、「名称並びに代表者の氏名及び印」を「名称及び代表者の氏名」に改める。

第一号様式（その二）中「㊦」を削る。

第二号様式（その一）中「車いす」を「車椅子」に、「内（のり）」を「内法」に、「かご」を「籠」に改める。

第二号様式（その二）から第二号様式（その四）までの規定中「車いす」を「車椅子」に改める。

第三号様式（その一）中「㊦」を削り、「名称並びに代表者の氏名及び印」を「名称及び代表者の氏名」に改める。

第三号様式（その二）中「㊦」を削る。

第四号様式中「内（のり）」を「内法」に、「車いす」を「車椅子」に、「かご」を「籠」に改める。

第五号様式（その一）中「㊦」を削り、「名称並びに代表者の氏名及び印」を「名称及び代表者の氏名」に改める。

第五号様式（その二）及び第六号様式中「㊦」を削る。

第七号様式中「㊦」を削り、「名称及び代表者の氏名及び印」を「名称及び代表者の氏名」に改める。

第九号様式、第十一号様式及び第十二号様式中「㊦」を削る。

附 則

大分県報号外（規則）

一

この規則は、公布の日から施行する。

大分県医師研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四号

大分県医師研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

大分県医師研修資金貸与条例施行規則（平成十九年大分県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（条例第二条第二号の規則で定める病院等）

第五条の二 条例第二条第二号の規則で定める病院等は、別表に掲げる病院等とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第五条の二関係）

名称	所在地
国東市民病院	国東市安岐町下原一四五六
杵築市立山香病院	杵築市山香町大字野原一六一二番地の一
臼杵市医師会立コスモス病院	臼杵市大字戸室字長谷一一三二番地一
津久見市医師会立津久見中央病院	津久見市大字千怒字新地六〇一一番地
西田病院	佐伯市鶴岡西町二丁目二六六番地
独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター	佐伯市常盤西町七番八号
佐伯中央病院	佐伯市常盤東町六一三〇
社会医療法人長門莫記念会長門記念病院	佐伯市鶴岡町一丁目一一番五九号
曾根病院	佐伯市長島町二丁目一八番二四号
竹田医師会病院	竹田市大字拝田原四四八
大久保病院	竹田市久住町大字栢木六〇二六一一
豊後大野市民病院	豊後大野市緒方町馬場二七六番地

帰巖会みえ病院

豊後大野市三重町赤嶺一二五〇番地一

大分県済生会日田病院

日田市大字三和六四三一一七

中津市立中津市民病院

中津市大字下池永一七三番地

梶原病院

中津市中殿町三丁目二九一八

酒井病院

中津市中央町一一一四三

川瀧整形外科病院

中津市大字宮夫一七番地

中津脳神経外科病院

中津市大字福島字道竹一〇五五

中津胃腸病院

中津市大字永添五一〇

松永循環器病院

中津市中央町一丁目三番五四号

中津第一病院

中津市大字宮夫字高田二五二一一

医療法人杏林会村上記念病院

中津市諸町一七九九

宇佐高田医師会病院

宇佐市大字南宇佐六三三五番地

第二号様式、第四号様式及び第五号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

大分県国民健康保険財政安定化基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五号

大分県国民健康保険財政安定化基金管理規則の一部を改正する規則

大分県国民健康保険財政安定化基金管理規則（平成三十年大分県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

大分県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
令和四年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六号

大分県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則

大分県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成五年大分県規則第四十八号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県人権尊重社会づくり推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第七号

大分県人権尊重社会づくり推進条例施行規則の一部を改正する規則

大分県人権尊重社会づくり推進条例施行規則（平成二十一年大分県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり

推進条例施行規則

第一条中「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を「大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県立工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第八号

大分県立工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則

大分県立工科短期大学校管理規則（平成九年大分県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の生産技術科の項中「デジタルメカエンジニアコース」を「デジタルエンジニアコース」に、「三三人」を「三〇人」に、「六六人」を「六〇人」に改め、同表の制御技

術科の項を削り、同表の電子技術科の項中

電気エンジニア
コース
電子エンジニア
コース

を

「電子情報エンジニアコース」

に、「二〇人」を「二〇人」に、「四〇人」を「二〇人」に改め、

同項の次に次のように加える。

電気エネルギー制御科	電気・電子システム系	電気制御エンジニアコース	二〇人	四〇人
------------	------------	--------------	-----	-----

第二条の表の住居環境科の項中「一五人」を「二〇人」に、「三〇人」を「四〇人」に改める。

第八条中「校長の」を「校長が」に改め、「までに」の下に「、入学査料を納付し、かつ」を加え、「書類に入学査料を添えて、校長に」を「書類を」に改める。

第十一条（見出しを含む。）中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第八条及び第十一条の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において、大分県立工科短期大学の専門課程の学科に在学している者のシステム系及びコースについては、改正後の大分県立工科短期大学校管理規則第二条の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

令和四年三月三十日

大分県報号外（規則）

大分県規則第九号

職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「制御技術科、電子技術科」を「電子技術科、電気エネルギー制御科」に改める。

別表第三機械システム系の部制御技術科の項を削り、同表電気・電子システム系の部に次のように加える。

電気エネルギー制御科	電気エネルギー及び情報信号の伝送等に関する設計及び調整等における基礎的な技能及びこれに関する知識	一 系基礎 1 学科 電子技術科の系基礎学科の①から⑦までに掲げる科目 2 実技 電子技術科の系基礎実技の①から⑤までに掲げる科目	訓練期間 二年 訓練時間 総時間 二、八〇〇	建物その他 教室 実験室 実習室 情報処理実習室 電気電子実験用機械類 制御実験用機械類 環境・エネルギー実験用機械類 自動制御機器 工作用機械類 情報処理用機械類 工作用機械類 器具類 計測機器類 教材類 ソフトウェア類
	環境に配慮した電気エネルギーの効率的な利用並びに自動化システムの制御設計・調整等における専門的な技術・技能及びこれに関する知識	二 専攻 1 学科 ① 機械制御 ② 電気機器 ③ 環境・エネルギー有効利用技術 ④ 自動制御 2 実技	四九〇	その他

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に、制御技術科に係る専門課程の高度職業訓練を受けている者に対してこの規則による改正後の職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例施行規則別表第三に定めるところによる専門課程の高度職業訓練を行う場合においては、なお従前の例による。

大分県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十号

大分県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

大分県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和六十三年大分県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第三条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（農業の生産条件が不利な地域）

第三条 条例別表に規定する農業の生産条件が不利な地域として規則で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

① 機械工作実習	② 機械制御実習	③ FAシステム構築実習	④ 電気機器実験	⑤ 環境・エネルギー有効利用実習	⑥ 自動制御実習
----------	----------	--------------	----------	------------------	----------

二 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村

三 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

五 棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第七条第一項の規定に基づき指定された指定棚田地域

六 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項（同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十一条第一項若しくは第二項（同条第三項の規定により準用する場合を含む。）、第四十二条又は第四十四条第四項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

第二号様式中「㉔」を削る。

第三号様式中「第4条」を「第5条」に改め、「㉕」を削る。

第四号様式中「第5条」を「第6条」に改める。

附則
この条例は、令和四年四月一日から施行する。

大分県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十一号
大分県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

第八条第一項中「納入通知書」の下に「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者による納付（以下この条において「指定納付受託者による納付」という。）を加え、「現金で」を「現金又は指定納付受託者による納付により」に改め、同条第二項及び第三項中「現金で」を「現金又は指定納付受託者による納付により」に改める。

第九条第一項中「納入通知書発行の」を「納入の通知を発した」に改める。

附則
この規則は、令和四年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第三号
大分県職員服務規程（昭和三十一年大分県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。
令和四年三月三十日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第二号

大分県教育委員会職員服務規程（昭和三十六年大分県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。
令和四年三月三十日
大分県教育委員会

第二条を次のように改める。
（サービスの宣誓）

第二条 新たに職員となつた者は、職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和二十六年大分県条例第六号）の定めるところによりサービスの宣誓を行わなければならない。

附則
この訓令は、公示の日から施行する。

大分県報号外（規則・訓令甲・教育委訓令甲）

大分県教育委員会訓令甲第三号

教 育 庁
教 育 機 関

大分県立学校職員服務規程（昭和五十五年大分県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十日

大 分 県 教 育 委 員 会

第三条中「校長の面前において宣誓書に署名し、」を「宣誓書を」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

○企業局訓令

大分県企業局訓令第一号

本 局
事 業 所

大分県企業局職員服務規程（平成二年大分県企業局訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十日

大分県企業局長 浦 辺 裕 二

第三条第二項を削る。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

○病院局訓令

大分県病院局訓令第一号

本 局
病 院

大分県病院局職員服務規程（平成十八年大分県病院局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十日

第三条第二項を削る。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県病院局長 井 上 敏 郎